

市内2団体・4個人 つつじ賞受賞者を決定

6月3日、市の善行賞「つつじ賞」を2団体・4個人が受賞された(敬称略。50音順)。



つつじ賞表彰式=6月3日市役所で

【団体】▽伊丹MOA健康生
活ネットワークさつきの会
理教室や抹茶サロン、高齢者福祉施設で茶の湯などの活動を通じて、食育や高齢者福祉、地域福祉の向上に貢献▽和太鼓うたし

大鼓川児童へ太鼓遊びの指導や、高齢者福祉施設で和太鼓演奏などを通じ、高齢者福祉、青少年の健全育成、地域福祉の向上に貢献。

【個人】▽秋山和子II民生委員・児童委員として活動するとともに、地域交流カフェ「陽だまり」代表を務め、地域住民の居場所づくりに寄与するなど地域福祉の向上に貢献

▽野田ともみIIコンビニエンスストアでの勤務時、高齢の常連客の来店がないことで、安否確認の必要性を感じ、関係者を通じて市役所へ連絡。自宅で見えなくなった意識不明の状態であったが一命を取り留めることができ、人命救助に大きく貢献▽平野信次II高齢者施設や地域イベントでのバロンアート活動や市少年指導員連合会に

所属して青少年の健全育成活動を行うなど、幅広い層への福祉の向上に貢献▽福田美智子II高齢者の心よりどころとなる友愛電話訪問ボランティア活動や、点字同好会に所属して視覚障害者の社会参加に尽力するなど高齢者福祉や障害者福祉の向上に貢献。

市は、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給対象は次の通り。

子育て世帯・非課税世帯など 特別給付金を支給

マイナンバーカード出張窓口など

■マイナンバー出張窓口
マイナンバーカードの出張窓口を次の通り開設します。無料で写真撮影あり。
【日時・会場】▷6月22日(水)・23日(木)=南分室▷6月30日(木)・7月1日(金)=きららホール。いずれも午前10時~午後4時半
【内容】同カードの▷申請▷交付受け付け(受け取りは後日郵送)
【定員】各50人。
■マイナンバー窓口休日開庁
休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの相談などができる窓口を次の通り開設します。
▷日時=6月26日、7月10・31日の日曜午前9時~午後3時▷会場=市役所1階の市民課1番窓口。
■マイナポイント第2弾
▷①マイナンバーカードを新規取得した人=最大5千円相当▷②健康保険証として利用登録を行った人=7千500円相当▷③公金受取口座の登録を行った人=7千500円相当—のポイント付与(①は、6月26~29日は市役所でマイナポイントの手続き不可)。②③は、6月30日からポイント申し込み開始予定。

市市民課マイナンバー担当
☎784-8121

6月15~28日受け付け 市営住宅入居者を募集

市は、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

【戸数】15戸。
【間取り】2K~4DK。
【応募要件】現在、住宅に困り次の全てに該当する人(申し込みは1世帯1戸)。

▽現に同居しているか同居しようとしている親族があり、その家族構成が夫婦(内縁関係・婚約者含む)か親子を主体としている▽申込者本人が市内在住か在勤▽住民基本台帳に記載されている▽※政令月収額が15万8千円以下(一部住宅は11万4千円以下)、障がい者などの世帯は21万4千円以下(一部住宅は13万9千円以下)▽円満な共同生活を営める▽暴力団員でない。

市営住宅や市内の県営住宅(借り上げ除く)入居者は申し込み不可。一部住宅では単身世帯(満60歳以上や障がい者など要件あり)の申し込み可。募集案内書は市ホームページからダウンロード可。

からダウンロード可。
【6月15~28日】上下水道局3階の市営住宅管理センターや市役所5階の住宅政策課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センターで配布する申込書に必要事項を書いて、〒664-0881 昆陽1-1-2 市営住宅管理センター(☎784-8061)へ。応募多数の場合は抽選。

※政令月収額とは、入居しようとしている家族全員の所得から扶養控除額などを差し引いた後の額を12で割った額。
◎伊丹鴻池住宅入居者を募集
市は、伊丹鴻池住宅(鴻池1)の入居者を次の通り募集しています。

【戸数】数戸(築48~50年。エレベーター無し)。
【家賃】月額3万5千300~4万1千400円(共益費別)。
【間取り】3DK(45~52平方メートル)。
【応募要件】次の全てに該当する人。
▽単身か同居する親族がある▽住民基本台帳に記載されている▽円満な共同生活を営める▽月収(税引き前の総支給額)は家賃の4倍以上ある▽市が定める一定条件を満たす連帯保証人がいる▽暴力団員でない—など。

市は、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給対象は次の通り。

①は申請が必要です。既に同給付金を受け取っている人は、支給されません。
②は支給前に通知書を郵送します。③④は申請が必要です。詳しくは、市ホームページ(下二次元コード)から読み取り可で確認を。

①9月30日まで③④6月20日から来年2月28日までに必要書類を直接、市旧博物館1階に持参か郵送(消印有効)で〒664-8503伊丹市役所臨時特別給付金等事業推進班(☎784-5337)へ。
◆生活困窮者自立支援金の申請期限延長 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の初回と2回目の申請期限を8月31日に延長します。対象者には市から案内文を送付しています。

ワクチンの接種は強制ではありません。本人の意思に基づき接種を受けるものです。持病やアレルギー反応により接種しない人もいます。接種の強制や未接種の人への差別・誹謗中傷など不利益な取り扱いとなる言動はやめましょう。
市同和・人権・平和課 ☎784-8077。

また疾患などが原因でマスクを着用できない人もいます。偏見や差別的な言動はやめましょう。
◆STOP! コロナ差別—STOP! 人権侵害! 新型コロナウイルス感染症に感染した人やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷などがあってはなりません。